

令和6年1月期 木城町農業委員会定例総会議事録

開催期日	令和6年1月29日(月)午後13時30分～14時50分まで
出席委員	(農業委員 6人) 1番:久保 一美 2番:後藤 ミホ 3番:上川 安博 6番:黒木 清澄 7番:西 哲郎 8番:亀長 亜由美 (農地利用最適化推進委員 7人) 國岡 伸二 永友 秀仁 吉岡 定男 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	(農業委員 1人 推進員 0人) 農業委員: 1名(5番:曾我 広) 農地利用最適化推進委員: 0名
出席職員	事務局長:藤井 学 専門監:江藤 輝幸 主査:黒木 和美
会議録署名委員	2番:後藤 ミホ 3番:上川 安博
議事日程	令和6年1月29日(月)1日間
報告	(1) 1月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(9件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について ② 農地利用配分計画の認可について
会議事件	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第2号 非農地証明願いの承認について 議案第3号 利用状況調査による非農地判断について 議案第4号 農用地利用集積計画について 議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
事務局 (事務局長)	皆さん、こんにちは。例年、年明け一回目の総会ということで町長から挨拶を頂いております。本日は副町長が見えておりますので、副町長から挨拶を頂きたいと思います。
副町長	改めまして、皆さんこんにちは。副町長の萩原です。本日は今年最初の農業委員会総会ということで、本来ならば半渡町長がこの場に参りまして皆様にご挨拶申し上げるべきところですが、本日他の公務で宮崎市での会議に出席しておりますので、代わりに私の方から挨拶させて頂きたいと思います。 近年ですね、農業者の高齢化や担い手不足、そして耕作放棄地の増加によりまして皆様方の役割というのはますます重要になることと思います。微力ではありますが、本町の基幹産業であります農業の振興にも半渡町長も全力で取り組んでいくと申しておりますので、今年一年お互いに健康で龍の様に飛躍的に

	<p>前進できますよう、皆様方のご支援ご協力をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局 (事務局長)	<p>ありがとうございました。ここで副町長の方は公務がございますので退席されます。</p> <p>&lt;副町長退席&gt;</p> <p>それでは皆様ご起立ください。これから会を始めるのですが、その前に、今年元日に発生いたしました能登半島地震によりましてご逝去された多くの方々への追悼の意を表しまして、黙祷を捧げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>&lt;黙祷&gt;</p> <p>お直りください。それではただ今から、令和6年1月期の木城町農業委員会定例総会を開会します。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>それでは、最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長(会長) 久保 一美	<p>改めまして、こんにちは。先程局長の方からもご説明がありましたけれども、元日に能登半島を中心とする大規模な地震が発生しまして、約一ヶ月になりますけれども、まだ15,000人くらい避難しているということで、本当に大変な災害だったと思います</p> <p>また農業関係も被害を受けておりまして、特に畜産が9割以上の水不足ということで断念される方も多くいるんじゃないかなと思っているところでございます。</p> <p>話は変わって、町制50周年で先週ジョギング大会がありましたけれども、その中で600名位の選手が参加をさせていただいて、この木城町を走ってくれたということで、本当にいいイベントでハーフマラソンもしたということでよかったかなと思っております。</p> <p>その前日に「食と農をキビリ隊」という南九州大学と提携を結んでおりまして、全国農業新聞にも掲載されていますけど、手作りこんにやくを作りたいということで、〇〇さんと〇〇さんが約10年こんにやく作りをやっております。これも先人が残した技術を継承していただいて、今後益々活躍していったらいいなと思います。キビリ隊の方は講師として2名が、南九大生18名と先生が2人来られてこんにやく作りを体験したところでございます。いい経験が出来たかなと思っております。</p> <p>それでは、本日も慎重審議よろしく申し上げます。</p>
事務局 (事務局長)	<p>ありがとうございました。それでは議事進行をお願いします。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、ただ今から令和6年1月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員6名出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名全員出席ですので、合計13名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、2番 後藤ミホ委員と3番 上川安博委員によりしくお願いします。次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の江藤専門監と黒木主査を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、本会議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の15ページをお願いします。議案1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>申請番号1番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字新古場〇〇番 他6筆 登記簿地目 畑 農振 農振農用地 面積 合計7,407㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 48,339㎡ 労力総数 2 稼働数 2 申請事由 規模縮小 賃借料 80,000円/全部 担当は5番曾我委員です。資料につきましては17ページに添付してあります。</p> <p>申請番号2番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字岩穴口〇〇番 登記簿地目 田1筆 農振 農振農用地 面積 1,235㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 42,350㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 賃借料 10,000円/全部 担当は2番後藤委員です。資料につきましては18ページに添付してあります。</p> <p>申請番号3番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字大畑〇〇番 他3筆 登記簿地目 田3筆畑1筆 農振 農振地域・農振農用地 面積 合計2,303㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 42,350㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 賃借料 20,000円/全部 担当は2番後藤委員です。資料につきましては19、20ページに添付してあります。</p> <p>申請番号4番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字牛牟田〇〇番 他2筆</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 合計 3,177 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 42,530 m<sup>2</sup> 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 賃借料 玄米6俵(1俵30kg)/全部 担当は2番後藤委員です。資料につきましては21ページに添付してあります。</p> <p>申請番号5番 権利 賃貸借権 所在 大字高城字乙王丸〇〇番 登記簿地目 田1筆 農振 農振農用地 面積 1,004 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 22,830 m<sup>2</sup> 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模縮小 賃借料 10,000円/10a 担当は1番久保委員です。資料につきましては22ページに添付してあります。</p> <p>申請番号6番 権利 賃貸借権 所在 大字高城字乙王丸〇〇番 登記簿地目 田1筆 農振 農振農用地 面積 964 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 10,350 m<sup>2</sup> 労力総数 3 稼働数 3 申請事由 規模縮小 賃借料 10,000円/10a 担当は1番久保委員です。資料につきましては23ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは申請番号1番につきましては担当の5番曾我委員が欠席ですので、事務局から補足説明があればお願いします。</p>
<p>事務局 (江藤専門監)</p>	<p>はい。この土地についてですけれども、昨年あっせんに出ている土地でございます。ただ中々買い手が見付からないといった状況ですので、今回譲受人の方が耕作を名乗り出ていただいたということで契約を入れるものでございます。以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは申請番号2番3番4番につきまして、担当の2番後藤委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(2番) 後藤 ミホ</p>	<p>はい。この案件は全部比木地区の方ですし場所も比木地区ですので、吉岡推進委員の方をお願いしたいんですけどよろしいですか。</p>
<p>吉岡農地利用 最適化推進委員</p>	<p>はい。申請番号2番と3番なんですけど、3番の譲渡人が2番の田んぼと隣で境をなくして1枚にしているの、譲渡人二人で譲受人の所へ作ってもらえないかという話をされたらしいんです。その時点で譲受人がいいですよという結果になりました。それと申請番号4番の案件は、これも譲渡人が直接譲受人の所に伺って作ってもらえないかという話があつてこういった契約になりました。以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは申請番号5番6番につきましては私が担当ですので説明します。こちらについては中間管理の契約でしたけれども、売りたいということで中間を外して探していました。それで、遊休農地になったらいけないということで私と、田村推進委員にも協力をいただいて、また作っていただけないかなということで、再度、作っておられた譲受人の方をお願い</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>したところいいですよということで、一応あっせんが上がっておりますので 3 条で契約となっております。ただ譲渡人の方が不信感を持たれておまして、中間管理の小作料が今年の分が前年に入っていたものですから、次の年のやつが入ってないと。1 年前倒しで小作料を入れたみたいです。そこで通帳に記帳がされてないということで、私はもう作ってもらわないでも自己管理をするということを言われまして、一応、江藤専門監と濱砂課長補佐に行っていたいで、支払いの件を公社が入っておりますので説明していただいて、やっと 2 筆だけは耕作者を付けることができました。あと 1 筆は〇〇さんが維持管理だけはするということで収まったところでございます。</p> <p>この件について田村推進委員から何か補足があればお願いします。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、申請番号 1 番から 6 番につきまして質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、申請番号 1 番から 6 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして議案第 2 号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>資料の 24 ページをお願い致します。議案第 2 号 非農地証明願いの承認について 非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 18 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字 石河内字大久保〇〇番 地目 畑 2 筆 面積 3,022 m<sup>2</sup> 現況地目 山林 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p>

事務局  
(事務局長)

(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。

(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。

担当委員は、7番西委員です。資料は、26ページから29ページに添付してあります。

受付番号19番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字栢ヶ八重〇〇番 地目 畑1筆 面積 708㎡ 現況地目 原野  
事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。

(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。

(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。

担当委員は、7番西委員です。資料は、30ページから32ページに添付してあります。

受付番号20番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字大平〇〇番 地目 畑1筆田1筆 面積 2,088㎡ 現況地目 山林・原野

事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。

(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。

(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。

担当委員は、7番西委員です。資料は、33ページから36ページに添付してあります。

受付番号21番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字大平〇〇番 地目 田4筆 面積 2,170㎡ 現況地目 山林  
事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。

(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 担当委員は、7番西委員です。資料は、37ページから39ページに添付してあります。</p> <p>受付番号22番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字大平〇〇番 地目 田1筆畑1筆 面積 1,692㎡ 現況地目 原野 事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 担当委員は、7番西委員です。資料は、40ページから43ページに添付してあります。 以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは事務局から写真説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (黒木主査)</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。受付番号18番から22番まで担当が西委員になっておりますけれども、補足説明があればお願いします。</p>
<p>(7番) 西 哲郎</p>	<p>はい。転用調査に行けなくて亀長委員に代わりに行ってもらったんですけど、写真説明にあった通りの現況ですので何も問題ないのではないかと思います。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>亀長委員何かないでしょうか。</p>
<p>(8番) 亀長 亜由美</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。 議案第2号 非農地証明願いの承認について 受付番号18番から22番につきまして質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願いします。  (質疑・意見なし)  質疑が無いようですので、お諮りします。議案第2号 非農地証明願いの承認についてであります。賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 2 号 非農地証明願いの承認について受付番号 18 番から 22 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 3 号 非農地の判断についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 44 ページをお願い致します。議案第 3 号 非農地の判断について 農地として使用することが困難な以下の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことについて決定を求める。</p> <p>番号 1 所在 大字石河内字大久保〇〇番 登記簿地目 畑 地積 1,216 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 1 月 22 日 農地の状況 雑木・カヤ 担当委員は、7 番西委員です。</p> <p>番号 2 所在 大字石河内字大久保〇〇番 登記簿地目 畑 地積 2,727 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 1 月 22 日 農地の状況 雑木 担当委員は、7 番西委員です。</p> <p>番号 3 所在 大字石河内字大久保〇〇番 登記簿地目 畑 地積 179 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 1 月 22 日 農地の状況 雑木 担当委員は、7 番西委員です。</p> <p>番号 4 所在 大字石河内字大久保〇〇番 登記簿地目 畑 地積 3,557 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 1 月 22 日 農地の状況 雑木 担当委員は、7 番西委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （江藤専門監）</p>	<p>今回初めて非農地判断ということで議案に上げさせていただきました。本来、農地利用状況調査をしていただいて、その時に再生不可能の土地の場合は速やかに農地から除外にしてくださいと国からの通知が来ております。今回それに基づきまして、石河内の方で非農地の申請がいくつかありましたので、それに合わせて行ったところでございます。今回 4 筆現地確認をした上で判断をお願いしたいと思います。</p> <p>こちらの案件につきましては、農業委員会の調査の上で、職権で農家台帳からの削除を目的とするものでございます。</p> <p>今までの「非農地証明願い」につきましては本人の申請によりまして非農地</p>



	判断するもの、今回の「非農地の判断」につきましては職権で行うものとなりますのでご了承ください。
事務局 (事務局長)	説明分かりましたでしょうか。「非農地証明願い」というのが出てくるんですけど、こちらは土地の所有者本人から申請があった場合のものです。今回の議案「非農地の判断について」は本人からの申請はございません。農業委員会で職権で判断をするというものでございます。
議長(会長) 久保 一美	農家台帳からはなくなるけど、地目上はまだ変わらないということですね。皆さんの一筆調査に基づいてやっておりますので、その判断を速やかにしなさいという国の指導がありまして、今回初めて議案として出たものです。それでは事務局から写真説明をお願い致します。
事務局 (黒木主査)	(プロジェクターを使用し、写真説明)
事務局 (江藤専門監)	補足ですけど番号2番3番4番につきましては、現在土地の所有者が分かっておりません。住民票がないものですから追跡もちょっと難しい状況で、これから追跡はしますけれども出来ない場合は、番号4については納税管理人がいらっしゃると思いますのでその方に通知、番号2番3番についてはどうしても分かなければ公示送達ということで、役場の掲示板に貼っての送達ということで処理をしたいと思います。 以上です。
議長(会長) 久保 一美	ありがとうございました。新しい案件で申し訳ないんですけど、今後はこういう形で出てくると思いますのでご協力をお願いします。
田村農地利用 最適化推進委員	よろしいでしょうか。
議長(会長) 久保 一美	田村推進委員どうぞ。
田村農地利用 最適化推進委員	説明を受けたんですけど、これから農地利用調査で山林で誰も所有者がいないという時は、こういう形になっていくんですか。石河内とか山手じゃなくても。
事務局 (江藤専門監)	基本的には農振農用地以外で10年以上耕作していない所を中心に処理をしたいと考えております。
議長(会長) 久保 一美	この案件に関しては、7番西委員が担当ですけども補足はないでしょうか。
(7番) 西 哲郎	はい。余談ですけど、この上河内地区は開拓地で入植者が当時は10件くらいあったんじゃないですかね。棚田で田んぼを作っておられる方も結構いたんです。そういう所です。

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、それでは説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。</p> <p>議案第 3 号 非農地の判断について、番号 1 番から 4 番につきまして質疑のある方は挙手の上、番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 3 号 非農地の判断についてであります。賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 3 号 非農地の判断について、番号 1 番から 4 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 46 ページをお願い致します。議案第 4 号 農用地利用集積計画について 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。</p> <p>&lt;権利種別：所有権移転&gt;</p> <p>申請番号 1 番 所在 大字椎木字木ノ瀬川原〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振地域 面積 1,031 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 60,410 m<sup>2</sup> 利用目的 稲作 売買価格 250,000 円/全部 移転時期・引渡時期 令和 6 年 2 月 29 日 担当は 3 番上川委員です。資料は、48 ページに添付してあります。</p> <p>&lt;権利種別：貸借権設定&gt;</p> <p>申請番号 30 番 所在 大字高城字竹ノ本〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 合計田 2 筆 2,001 m<sup>2</sup> 利用権 賃貸借権 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。経営面積 34,250 m<sup>2</sup> 利用目的 稲作 借賃 20,000 円/全部 始期・終期 令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日 担当は 1 番久保委員で新規です。資料は、49 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 1 番 所在 大字椎木字赤坂〇〇番 登記簿地目 畑 1 筆 農振 農振農用地 面積 10,328 m<sup>2</sup> 利用権 賃貸借権 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。経営面積 0 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 借賃 15,000 円/10 a 始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 担当は 2 番後藤委員で新規です。資料は、50 ページに添付してあります。</p>

事務局 (事務局長)	<p>申請番号2番 所在 大字椎木字星出〇〇番 他2筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 合計田3筆 1,106㎡ 利用権 賃貸借権 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 41,498㎡ 利用目的 稲作 借賃 10,000円/全部 始期・終期 令和6年2月1日から令和11年1月31日 担当は3番上川委員で新規です。資料は、12ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
議長 (会長) 久保 一美	<p>ありがとうございました。それでは、所有権移転の申請番号1番について担当の3番上川委員から補足説明があればお願いします。</p>
(3番) 上川 安博	<p>はい。譲受人には会ってないんですけども、ここは川沿いで譲受人の土地を通らないと行けないんじゃないかと。それでこの値段で買うことにしたんじゃないかと思うんですけど。</p>
議長 (会長) 久保 一美	<p>事務局は他に何か聞いていませんか。</p>
事務局 (黒木主査)	<p>譲受人は高鍋の認定農家で、譲渡人の方から買ってほしいということで今回買いますということでした。金額ももうお二人で話されてこの値段でお願いしますということですので来られています。</p>
議長 (会長) 久保 一美	<p>ありがとうございました。つづきまして、貸借権設定の申請番号30番ですが私が担当ですので説明します。</p> <p>借受人は農業をされておりまして下鶴地区を中心に水稻をされておりまして。貸付人にはちょっと会ってないんですけども、一応全部で2万円ということですので話がついているようです。</p> <p>何か田村推進委員から補足はありませんか。</p>
田村農地利用 最適化推進委員	<p>ありません。</p>
事務局 (黒木主査)	<p>今回ここがですね、以前は〇〇さんが作られていたんですけど、規模を段々縮小していきたいということで、今回の譲受人にお願いして引き継がれているような形になります。</p>
議長 (会長) 久保 一美	<p>つづきまして、貸借権設定の申請番号1番については、担当の2番後藤委員から説明をお願いします。</p>
(2番) 後藤 ミホ	<p>はい。貸付人は田んぼは自分でされているんですけど、畑は以前から有限会社〇〇が作っていました。それで、〇〇がもう作らないということで耕作者を探していらっしゃったところ、〇〇に勤めていた借受人が作ってくださるということになったと貸付人の方からお聞きしました。借受人の住所が佐土原となっていますけど、実家が高鍋にあって、高鍋で認定農家にもなっています。</p>

	<p>通って甘藷を作られると聞いております。〇〇に貸していた分の単価で借受人も借りて下さるといふことで貸すことになったと聞いております。よろしくお願ひします。</p>
議長(会長) 久保 一美	<p>ありがとうございました。つづきまして、貸借権設定の申請番号2番について、担当の3番上川委員から説明をお願いします。</p>
(3番) 上川 安博	<p>はい。借受人は規模拡大の途中になります。貸付人から借りることになったといふこととございます。</p>
議長(会長) 久保 一美	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第4号 農用地利用集積計画について、質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第4号 農用地利用集積計画についてであります。(所有権移転)申請番号1番、(貸借権設定)申請番号30番1番2番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第4号 農用地利用集積計画について、(所有権移転)申請番号1番、(貸借権設定)申請番号30番1番2番につきましては承認可決とします。</p>
議長(会長) 久保 一美	<p>つづきまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
事務局 (事務局長)	<p>資料の51ページをお願いします。議案第5号 農用地利用集積等促進計画について 次のとおり、促進計画案について審議を求めます。</p> <p>&lt;権利種別：貸借権設定&gt;</p> <p>申請番号100番 所在 大字高城字岩穴口〇〇番 登記簿地目 田1筆 農振 農振農用地 面積 773㎡ 作物 水稻 対価 10,000円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年3月1日から令和11年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、54ページに添付してあります。</p> <p>申請番号101番 所在 大字高城字永山谷〇〇番 他1筆 登記簿地目 畑 農振 農振地域 面積 合計畑2筆 4,000㎡ 作物 ブロッコリー 対価 10,000円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおり</p>

です。始期・終期 令和6年3月1日から令和16年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、54ページに添付してあります。

申請番号 102 番 所在 大字高城字藪村下〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田・畑 農振 農振農用地 面積 合計田 2 筆 2,870 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 30,000 円/全部 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年3月1日から令和11年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、55ページに添付してあります。

申請番号 103 番 所在 大字高城字乙王丸〇〇番 他 6 筆 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 合計田 7 筆 5,994 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年3月1日から令和11年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、56ページに添付してあります。

申請番号 104 番 所在 大字高城字菌田〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 1,019 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年3月1日から令和11年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、56ページに添付してあります。

事務局  
(事務局長)

申請番号 105 番 所在 大字椎木字池田〇〇番 他 5 筆 登記簿地目 田 農振 農振地域・農振農用地 面積 合計田 6 筆 3,636 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年3月1日から令和11年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、57ページに添付してあります。

申請番号 106 番 所在 大字椎木字新古場〇〇番 登記簿地目 畑 1 筆 農振 農振農用地 面積 4,482 m<sup>2</sup> 作物 甘藷 対価 11,156 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年3月1日から令和11年2月28日 公告予定日 令和6年3月1日 資料は、58ページに添付してあります。

申請番号 100 番から 106 番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、1月19日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田 17 筆畑 3 筆 22,774 m<sup>2</sup>の集積面積となっております。今回の促進計画案の参考資料を 59 ページから 60 ページに掲載しております。

以上です。

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。議案第5号につきましては、農地中間管理事業ということで、説明は省かせていただきます。</p> <p>質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第5号 農用地利用集積等促進計画について 申請番号100番から106番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので 議案第5号 農用地利用集積等促進計画について 申請番号100番から106番につきましては原案どおり承認可決とします。</p> <p>以上で本会議を終了します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 2月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>以上をもちまして、令和6年1月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長           久保 一美</p> <p>署名委員       上 川 安博</p> <p>署名委員       後藤 ミホ</p>